

入札金額等調査制度について

【制度の概要】

予定価格が130万円を超える建設工事に3係る競争入札において、設計図書に基づいて設定された予定価格に対する当該入札金額が、適正な積算に基づいて算定されているか、又は公正な競争がなされているかを確認するために調査を行う制度です。

【調査内容】

入札金額内訳書にて調査します。

入札金額内訳書により確認ができない場合には、さらに詳しい内訳書や見積もり単価の根拠資料の提出を求めヒアリングを行う場合があります。

【入札の無効】

入札を無効とする取扱いは次に該当する場合です。

1. 入札金額内訳書において、次に掲げる事項に該当する場合
 - (1) 正当な理由なく提出期限までに入札金額内訳書の全部または一部を提出しない。
 - (2) 入札書に記載された入札金額と入札金額内訳書の工事価格（税抜き）が、一致しない。
 - (3) 閲覧に供する設計図書と入札金額内訳書に記載された内容などが、大きく異なる。（総合評価落札方式の技術提案による追加項目等は除く。）
 - (4) その他重大な不備がある。
2. 入札に係る事情等の説明を求めた場合
 - (1) 正当な理由なくこれを拒否した。
 - (2) 事情等について虚偽の説明を行った。
 - (3) その他重大な不備がある。

※本制度は、平成30年9月1日付けで、「公正入札調査制度」を改称したものです。